

香川県教育委員会 3月定例会会議録

1. 開催日時 令和6年3月28日(木)
開 会 午前9時00分
閉 会 午前10時38分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

| | |
|-------|-----------|
| 教 育 長 | 淀 谷 圭 三 郎 |
| 委 員 | 藤 澤 茜 |
| 委 員 | 木 下 敬 三 |
| 委 員 | 蓮 井 明 博 |
| 委 員 | 鳥 取 美 穂 |
| 委 員 | 持 田 め ぐ み |

4. 教育長及び委員以外の出席者

| | |
|----------------------|-----------|
| 副教育長(兼)新県立体育館整備推進総室長 | 海 津 洋 |
| 教育次長(兼)政策調整監 | 白 井 道 代 |
| 教育次長 | 三 好 健 浩 |
| 総務課長 | 近 藤 高 弘 |
| 義務教育課長 | 荻 原 絢 嗣 |
| 高校教育課長 | 吉 田 智 |
| 保健体育課長 | 渡 邊 浩 司 |
| 生涯学習・文化財課長 | 佐々木 隆 司 |
| 新県立体育館整備推進課長 | 景 政 孝 輔 |
| 政策主幹(兼)総務課副課長 | 宮 西 正 博 |
| 高校教育課副課長 | 森 総 子 |
| 総務課長補佐 | 本 田 実 治 博 |
| 義務教育課長補佐(兼)主任管理主事 | 藤 井 祐 治 |
| 義務教育課長補佐(兼)主任指導主事 | 中 田 祐 二 |
| 高校教育課長補佐 | 明 石 亨 |
| 高校教育課長補佐(兼)主任管理主事 | 三 笠 善 宣 |
| 高校教育課長補佐(兼)主任指導主事 | 渡 邊 謙 |
| 健康福利課課長補佐 | 新 名 智 子 |
| 総務課副主幹 | 猪 池 美 智 子 |
| 義務教育課主任指導主事 | 太 田 隆 志 |
| 高校教育課主任指導主事 | 福 家 浩 一 郎 |
| 高校教育課副主幹 | 三 谷 進 |

総務課主任
義務教育課主任
高校教育課主任

白 井 隆 司
原 綱 希
谷 本 由 法

傍聴人 なし

5. 会議録の承認

2月7日に開催した定例会の会議録署名委員の蓮井委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第8号、第9号、第10号、第11号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあること」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議 案

○議案第1号 専決処分事項の承認（令和6年2月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分）に対する意見について）

総務課長から、令和6年2月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分）に対する意見について、教育長専決により異議のない旨、申出を行ったことについて諮る旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正について

総務課長から、夜間中学の教員に支給される特殊勤務手当は「給料の月額」を算定基礎としているが、その算定基礎に、定年延長に伴う「管理監督職上限年齢調整額」及び「均衡上必要と認められる職員」に対して支給する調整額を含めるための改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

<教育長>事例はあるのか。

<総務課長>まれではあるが、行政職になっていたものが教育職に戻って特例任用になる場合が想定される。

<本田課長補佐>事例は発生していないが、そうなった場合に対応できるように改正するものである。

<教育長>今年度末に校長先生を退職され、指導主事になる方がいるが、その場合が該当するのか。

<総務課長>そうではなく、教育職の方が行政職よりも給与が高いので、逆の場合が該当する。行政職の7割だと低い給与となるため、それを救う対応である。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

総務課長から、令和5年11月県議会において議決された「公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」が施行されることに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部改正について

総務課長から、令和6年4月から高松港―土庄港の高速艇の料金が1,190円から1,400円に値上げとなることに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第5号 香川県教育委員会表彰規程の一部改正について

総務課長から、遺族への授与の範囲についての見直し等のため、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜教育長＞パートナーシップの方は、遺族に関する規定のどの部分で読むようになるのか。

＜総務課長＞基本的には、配偶者の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む」の部分で読むことになる。香川県文化表彰規則と合わせており、法規担当とも相談し、ここで読む運用をすることになった。

＜教育長＞事実上婚姻関係と同様の事情が、パートナーシップ宣誓を受けた方を意味するのか。

＜総務課長＞そうである。

＜教育長＞規則で要綱を運用するのは難しいと思うが。

＜総務課長＞社会情勢に合わせて運用する面はある。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第6号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

高校教育課長から、保育時間について、育児中の職員に対する仕事と生活の両立支援の観点から使用可能時間を拡大するとともに、夏季休暇について、業務の事情により使用が困難な職員も使用できるよう使用可能期間を拡大するため、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜藤澤委員＞小1ギャップがNHKでも取り上げられていたが、学童保育の問題等があったときに小1や小2の子供がいる教員に、時短勤務の制度はあるのか。

＜三好次長＞小学校に入る前までは、育児短時間勤務や部分休業が可能であるが、小学校に入った後はない。

＜藤澤委員＞今後、可能であれば、そのようなことも考慮した勤務体制が教員にできれば、働きやすく、子育てしやすくなると思う。

＜教育長＞今まで1日当たり60分までだったものが、30分と90分に分ける等して120分まで取れるようになり、3歳まで取得できるのは、民間企業より優遇されているのか。民間企業は1歳までで、女性のみなのか。

＜高校教育課長＞労働基準法はそうになっている。

＜三谷副主幹＞かつ60分である。

＜教育長＞就学前は短時間勤務なのか、それとも勤務時間の割り振り変更で3時45分までなのか。

＜三好次長＞就学前は育児短時間や部分休業が可能。

＜教育長＞小学校に入れば、勤務時間の割り振り変更を行うしかないのか。

＜三好次長＞そうである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第7号 香川県立屋島少年自然の家管理運営に関する規則及び香川県立五色台少年自然センター規則の改正について

生涯学習・文化財課長から、香川県立屋島少年自然の家及び香川県立五色台少年自然センターの施設利用にかかる申請について、申請の簡略化を図る観点からオンライン化に対応するため、香川県立屋島少年自然の家管理運営に関する規則及び香川県立五色台少年自然センター規則の一部を改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】

<教育長>申し込みは、これまで通り紙で提出してもよいのか。

<生涯学習・文化財課長>そうである。併用する。

<教育長>教育委員会でも手続きの簡略化のため、オンライン化を図っているが、どの程度進んでいるのか。

<総務課長>今のところ6割ぐらいの手続きについてオンライン化の目途が立っている。知事部局では令和7年度末に100パーセントを目指しているが、教育委員会でも関係所属と話しながら、知事部局に近づけるように進めているところである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第8号 教育功労者への感謝状贈呈について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第9号 香川県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第10号 香川県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第11号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 県立高校における生徒用端末の更新について

高校教育課長から、県立高校における生徒用端末について、「BYAD方式」により更新する旨を説明。

【質疑・意見交換】

＜木下委員＞全額、公費による負担なのか。このデバイスの料金は個人、県、誰が支払うのか。

＜高校教育課長＞今後は、個人が支払う。

＜木下委員＞機種は県が同一機種を指定するのか。

＜高校教育課長＞推奨機種は出す。貸し出しの対応のこともあるので、できるだけ同一機種に揃えるようにと言った上で、変える場合は、授業内容などを鑑みよく検討するようにとの方向性で進めていきたい。

＜木下委員＞県教委が候補機種をいくつか提示し、各学校がその中から一つ選び、購入するのは各個人がするのでよいか。

＜蓮井委員＞大学でも同じ方式である。高校進学で購入すれば、それを大学でも使えばいい。生徒から、「端末を買って、毎日持って来るように言われたが、使うのは1日1時間だけ。」と言われるようではいけない。日常的に活用する準備をしておかなければ、せっかく「BYAD方式」で整備する必要があるのかとの話になる。

＜高校教育課長＞その点は準備していく必要がある。環境整備の面では、来年度から県立学校は黒板を止め、ホワイトボードに切り替える。電子黒板化し端末をつないで授業を進める。学校に聞いたところによると、タブレットを使った方がよい授業とそうでない授業があり、書いてしっかりと思考させることも必要。組み合わせるのが一番難しいが、一日に1時間しか使わないのでは、端末を購入してもらう意義がなくなるので、その点はしっかりと進めていきたい。

○その他事項2 令和7年度香川県公立高等学校入学者選抜について

高校教育課長から、令和7年度香川県公立高等学校入学者選抜の日程について説明。

【質疑・意見交換】

＜持田委員＞学力検査の後の追検査までの日程が、令和7年度入試では4日間であるが問題はないのか。大学の場合はインフルエンザのような感染症に対応するため、1週間程度は日程をあけている。

合格者発表が3月21日になっており、手続きや端末の準備を考えると日程が

窮屈に感じる。学力検査日を4日間遅らすようになっているが、どのような理由からか。

＜高校教育課長＞曜日の関係である。中学校の行事と高校の行事があるため、火水で実施するのが、一番影響が少ない。令和6年度入試がイレギュラーな日程である。入試の前日は、学校に入れなくなるため、高校の卒業式を3月1日以降に行う日程を確保しつつ、入試を行うため、日程を早くしてもここまでと考える。3月21日の合格発表は遅く感じるが、入試日程から合格発表までの日程が短いと、ミスが起りやすくなると考えている。例年、高校では、土日でも出勤して選抜作業を行っていたが、働き方改革を進める上で、平日の作業日程を確保したいこともあり、3月21日の合格者発表とした。過去にも3月21日の合格者発表はある。

＜教育長＞中学校側が火水を求めており、令和7年度入試においては前週にすると高校の卒業式ができない。令和6年度入試においては、3月12日や3月13日にするとかなり遅くなるので、無理して3月7日、8日の木金で実施した。令和6年度入試がイレギュラーな日程である。令和7年度入試は中学校側の求めに応じられる火水で実施する。私も3月21日では遅いと思って調べたが、過去も3月21日までは許容されていた。来年は3月1日、2日が土日になるため、3月3日以降しか高校の卒業式ができない。

＜持田委員＞追検査の日程は問題ないのか。

＜高校教育課長＞土日に行うのが原則のため、この日程となる。インフルエンザやコロナに罹患中の場合、別室受検も認めており、この方法で対応したいと考えている。

○その他事項3 第78回国民スポーツ大会冬季大会の成績について

保健体育課長から、第78回国民スポーツ大会冬季大会の成績について説明。

【質疑・意見交換】 なし